

鯨 研 通 信

第 350 号

1983年 6 月

財団法人 鯨類研究所 〒136 東京都江東区大島 3 丁目 32 番 11 号 (大島町ビル) 電話 東京 (683) 3621~2
日本捕鯨協会



ハバローネ・ボツワナ

日本捕鯨協会理事 長 崎 福 三

I ワシントン条約

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(Cites) は 1973 年、ワシントンで作成されたため、俗にワシントン条約ともよばれている。その主旨は条約の前文に明らかなように、「野生動物の一定の種が過度に国際取引に利用されることのないよう、これらの種を保護するために……」ということである。野生生物を保護するために国際取引という面から国際的規制を加えるというのが狙いである。したがって当該種を採捕してはいけないとか、採捕数を制限せよとかいう捕獲についての直接規制はなく、すべて取引が規制の対象になる。但しこの条約にいう取引とは輸出、再輸出、輸入又は海からの持ち込みを含んでいる。「海からの持ち込み」とは、いずれの国の管轄下にもない海洋環境において捕獲され又は採取された種の標本を、いずれかの国へ輸送することをいう。例えば日本が南氷洋で捕獲しているミンククジラなどはこの持ち込みに該当する。一方、自国の管轄水域で捕獲し、製品を輸出せずすべて自国で消費する場合にはこの条約の規制を実質的にはうけけないことによる。

この条約には附表がついており、これに I II III と 3 つの区分がある。このそれぞれに、必要に応じて動植物名がリストされている。附表 I は「絶滅のおそれのある種であって、取引による影響をうけているか又はうけるであろうもの」をかかげている。ここにリストされている種は例外的な場合を除き、特にげん重に規制されるし、商業的目的で輸入することは禁止されている。海からの持ち込みの場合、以下の条件が満たされている場合のみ、当事国の管理当局が許可証を発給することができる。

- (a) 当事国の科学当局が、その持ち込みが当該種の生残に悪影響を与えないと通告し、
- (b) 当事国の管理当局が生きた標本の受け入れ及び飼育施設が満足すべきものであると認め、
- (c) 管理当局が、標本は一義的に商業的目的に使用されないということを認めた場合。

簡単にいえば I にリストされている種は、商業的目的のためには公海で採捕しても、持ち込みはできないということになる。附表 II にかかげるものは「現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、その存続を脅かすこととなるような利用がされないようにするため、その標本の取引をげん重に規制しなければ絶滅のおそれのある種」ということになる。この取引には当然当事国の管理当局の証明書が必要になる。附表 III には、いずれかの締約国が捕獲又は採取を防止し又は制限するための規制を自国の管轄内において行う必要があると認め、かつ取引の取締りのために他の締約国の協力が必であるとする種」をかかげている。

今回会議が始まる時点での附表にかかげられた種を、海産哺乳動物について拾ってみると表 1 のようなことになる。クジラではセミクジラ、ホッキョククジラ、コクジラ、イワンクジラ、シロナガスクジラ、ナガスクジラ、ザトウクジラ、マッコウクジラが附表 I にリストされている。このほか、カマイルカ科、コビトイルカ、ウスイロイルカ、スナメリ、コガシラネズミイルカが同じく附表 I に含まれている。その他のクジラ、イルカ類はすべて附表 II にリストされている。

アシカ科ではガダループ・オットセイ、アザラシ科ではモンクアザラシ、それにイタチ科のカリフォルニヤ・ラッコ、海牛目ではジュゴン、マナティが夫々附

表 I に入っている。ミナミオットセイ、ゾウアザラシは附表 II に含まれている。

この条約の規制は一定期間内に留保を通告した国には適用しないという条文がある。

クジラに関する各国の留保状況は表 2 に示されている。日本はマッコウクジラ、ナガスクジラ、北太平洋及び南半球 III 区の資源を除くイワシクジラに留保を行っている。

この条約に基づき締約国会議は少なくとも 2 年に 1 回通常会合を招集することになっており、第 1 回はスイスのベルンで 1976 年に、2 回目はコスタリカのサン・ホセで 1979 年、次は 1981 年、インドのニューデリーで行われ、第 4 回会議が今回のボツワナ共和国の首都であるハバローネで開かれた。今回も前回同様クジラに関する提案がでていたため、外務省、通産省の担当官とともに水産庁係官と捕鯨協会の筆者が会議に出席した。

聡い話であるが、筆者はボツワナという国について予備知識は全くなく、正確にはその所在地すら知らなかった。ブッシュマンのいる国と聞いたのは現地に行ってからのものであった。南アフリカのヨハネスバーグから小型の飛行機で 1 時間ほどで首都ハバローネにつく。とても都市というにはどうかすぎる「村」である。60 カ国の代表に数多くの団体からのメンバーを加えて 300 人ものぼる出席者が一堂に会するような大きな建物は無い。ホリディ・インの庭に大きなテントを張って、即席の会場をしつらえてある。午前中は適当に涼しくて気持がよいが、午後になるとテントが焼けて、照り返しが暑い。テントの横のテラスでは飲み物がよく売っていたようである。

Cites の現在加盟国は 81 カ国（末尾の表を参照されたい）、今回の出席国は 58 カ国、167 名、これに 3 カ国からオブザーバーがきており、その他 73 団体から 122 名、合計 300 名をこす出席者であった。Cites は世界中の動植物を相手にしているために議題も多様である。しかしここではクジラに関する問題に限って報告することにする。

II クジラに関する 3 つの提案

今回クジラに関する提案は 3 つあった。2 つはセイシエル、1 つはエクワドル・コロンビア共同提案であった。会議前に配布されたセイシエル提案の第 1 は、「国際捕鯨委員会によって捕獲が規制されている鯨類のすべての種を、1986 年 1 月から附表 I に含める」というものであった。もう少し具体的に説明すれば、現

在 IWC によって規制され、附表 I にリストされていないクジラはミンクとニタリだけである。ツチクジラ、トックリクジラも附表 I にリストされていないが、これらは IWC に規制の権限があるかどうかという問題にまだ決着がついていないため、このような分りにくい表現になっている。この提案で狙っているのはミンクとニタリだけである。1986 年 1 月から効力を発するというのは、1982 年の IWC で採択された 3 年間の猶予をおいたモラトリアムに対応している。しかし、ニタリについてはエクワドル・コロンビアの共同提案が別にでており、こちらは附表 I に含めるとともに即時に効力を発するという内容であるから、セイシエル案と一部重複していることになる。セイシエルの第 2 の提案はツチクジラ、トックリクジラをともに附表 I にのせるというもので、この 2 つの提案が通れば、効力を発する時間的な差はあっても、すべての商業的鯨種が附表 I に含まれることになる。

セイシエル案とエクワドル・コロンビア案とはニタリについて重複しているため、この点をはっきりさせるため、最初のセイシエル案が以下のように修正されている。この修正案は本会議でクジラの討議が行われる前日に配布されたものである。

「既に附表 I に含まれているもの、又は今回の会議の決定により直ちに移される（附表 II から I へ）ものを除き、IWC によって捕獲が規制されているすべての鯨種およびポピュレーションで、かつ IWC が商業捕鯨のための捕獲枠を既にゼロに設定しているもの（ただし西グリーンランドのポピュレーションを除く）」（この発効は 1986 年 1 月 1 日）。英語を母国語としていない人たちが、クジラの規制について知識のない人たちにとっては全く分りにくい提案である。もっとも、この修正案には「説明」がついている。「もしエクワドル・コロンビア提案が採択されれば、附表 I に新に含めるものは、西グリーンランドを除くすべてのミンクのポピュレーションとなる」し、「もしエクワドル・コロンビア提案が採択されない場合は、ニタリがこの提案の中に含まれる」ことになるという。そしてさらに、もし、1983 年又は 1984 年の IWC の会議において、IWC が他の小型鯨種の商業捕獲を規制する権限を認めたとすれば、1986 年以降の捕獲停止に関する 1982 年の決定はこれらの鯨種にも適用されるので、これら種の名は当条約締約国の 1985 年の会議によって確認されたうえ星印のついたリストに加えられる。ますます分りにくい内容であるが、これがセイシエルの提案 I の内容である。

セイシエル提案 I には冗長な提案理由が述べられている。かなり千鳥足的な説明が加えられているが、提案内容を支える理由がどこにあるのか、これも分りにくい。例えば生物学的側面として以下のようなことが述べられている。

「この提案に含まれているすべての鯨種は魚類、軟体類及び甲殻類を餌にしており、これら餌生物は強度な商業漁業の対象になっている。これら鯨種を保護することによって、餌生物が悪い影響をうけるという証拠はえられていない。しかし、ある場合には商業漁業の対象になっている魚類が、特定の海域、時期にこれらクジラの主要な餌になるから、漁獲によって魚が減少すれば、クジラにとって carrying capacity は減少することになる。このような餌の減少によってクジラの生存が脅威をうけることは直ちには起こらないとしても、捕鯨による鯨資源への脅威を加速することになる。北大西洋ではトックリクジラ及びミンククジラの餌となる魚種は最近数十年に著しく減少している。このようなことは北太平洋でも起こりえよう。南半球はまだこのような強度の漁業による資源減少の証拠はないが、南極海のオキアミ漁業が急速に拡大しつつあり、長期的にみればヒゲクジラの資源回復にとって、その程度は分らないにしても、悪い結果をもたらすことはありうる」。表現は分りにくい、要するにクジラは勿論のことクジラの餌になる生物の漁獲も止めなければならぬということになる。クジラだけにスポット・ライトをあて、その数を増やすこと以外になんの配慮もしなければ、こんな妙な論理も成り立つかもしれない。クジラのために漁業も遠慮せよということになると問題はおだやかではない。

なお参考のためにつけ加えると、北大西洋のトックリ・クジラの餌は深海性の魚及びイカであり、大西洋のミンクにニシン、北太平洋のミンクはコウナゴを主に食べている。

次に提案の根拠になっている点はクジラに関する研究が不完全であるということである。「Cites のメンバーにとって特に考慮しなければならないことは、クジラが例えば10年にわたって減少していても、現在の研究方法では本当の減少割合を示すことはできないということである」。IWC のメンバーではない Cites のメンバーにとっては IWC の科学報告まで詳細に見る機会がないためにこのような発言の影響はかなり大きい。

「かつて台湾など IWC のメンバーでない国によるクジラの捕獲が行われ、製品が国際的に取り引きされ

ていた。このような「pirate whaling」はその後の IWC の努力によって一時的に姿を消したが、鯨肉の供給が限られてくれば再びこのような捕鯨が行われる危険は大きい」とし、「適剰な捕鯨船は容易に pirate whaling に化身する。特に小型の母船/独航船を兼ねた船はこの可能性がある」という。ここに言う母船/独航船を兼ねた船とはミンクを対象とした日本の沿岸捕鯨の形態であり、ここでは独航船上でミンクを解体し氷詰にして基地に搬ぶことが認められている。このようなことが、どうして Cites の附表の問題に結びつくのか判断し難い。

「これら小型の船はすこぶる可動的であり、一海域のクジラが減少すれば直ちに他の海域に向うことができる。またこれら小型の捕鯨船は主要な肉をとった後の残がいを投棄してしまうので完全利用を要求している IWC の主旨にももとの」ともいう。「もし現在のような捕鯨がつづけば、捕獲ゼロがきまっている1986年時点には、いくつかのミンクのストックは潰滅してしまう可能性がある」。さだかではないが、おそらく日本近海のミンク捕鯨のことを言っているのであろう。本来このような問題は IWC の場で論議されるべき問題であろう。

「IWC は商業捕鯨を停止させるまでに3カ年の猶予期間をおいた。Cites の場合も取引に従事している人たちが急激な変化に直面しないように、事前に措置をとっておくことが妥当であり、それがセイシエル提案の主旨である」。

1979年の Cites の会議で採択されたサン・ホセ決議というものがある。日本はこの決議以後に条約に加盟しているので、この決議には必ずしも拘束されない。これによると Cites の加盟国は、IWC によって保護されているいかなる鯨種、ストックについても、取引の許可証（海からの持込みについての証明書を含む）を発行しないことに合意するよう勧告するという主旨のものである。「ニュー・デリー会議でマッコウ、ナガス、イワシクジラを附表 I にリストしたのはサン・ホセ決議にのっとったものである。Cites のこのような措置は、今回の提案内容を含めて、すべて合理的な捕獲が行える十分な科学的根拠がえられるまで、当該動物を保護するための有効な方途として Cites を使うことであり、特に世界的に広く分布し、夫々の管轄水域の外に分布しているような鯨種に特に妥当且必要なことである」。

エクワドル・コロンビヤ提案はニタリクジラを附表

IIからIに移すという内容である。Ruud (1952)によると、ガボン及び南アフリカ沖でイワシクジラとして捕獲された171頭のうち、72頭はニタリであった。1975年まではイワシとニタリの統計は分離されておらず、IWCは両種を込みにした割当量を設定していた。「1982年6-7月のIWCの科学小委員会においてニタリは12の地理的グループに分けられ、夫々以下のような捕獲割当数を提示した」。つまり南半球では南大西洋、印度洋、南アフリカ沿岸、ソロモン島、西部太平洋、東部太平洋でいずれもゼロ、ペルー沖で165頭。北半球では東部太平洋、北大西洋、インド洋でゼロ、西部太平洋で536頭、東シナ海で10頭であった。いずれも殆んどストックで割当量でゼロという突進を強調しようとしたものらしいが、これらが殆んど初期管理資源であり、現在商業捕獲の対象になっていないしそのために資源評価も行われていないために割当をゼロとしたことは説明されていない。

「IWCの科学小委員会によるペルー沖のニタリの資源評価は浅薄な分析によるものであり、おまけにイワシクジラなどの他種が含まれた統計を使って解析している」。「日本が捕獲している北西太平洋のニタリについては、母船式捕獲はなくなったが、その資源評価は不完全なものである。このストックは現在も危険なまでに過剰に捕獲されているらしい。しかしこの海域の捕獲はすべて日本の領海内（漁業水域の間違いでであろう）で行われており、製品は国際的取引の対象にはなっていないので、附表Iにリストしても日本の沿岸での捕獲をとめることはできない」。つまりここでは明らかにIWCに先行して捕鯨を停止させる目的でCitesを利用していることになる。Citesの決定を近い将来、IWCに持ち込もうとする意図は明瞭であろう。

「Holt (1982)によると、南半球の東部太平洋ではニタリの餌となるカタクタイワシやマイワシが過剰漁獲によって減少し、ニタリ資源にとって深刻な結果を生んでいる」と、ここでもクジラと餌の問題を提示している。「南半球ではペルーのニタリを除いて他はすべて割当数がゼロである。ペルーのニタリも1982年の科学小委員会では割当数ゼロが勧告されたが捕鯨業者に急激な影響を与えることを避けるため1年間の猶予期間をおき、1983年に165頭の割当を政治的妥協として定めた」という。しかし、科学小委員会の報告には明らかに異なる2つの見解が示されており、小委員会が割当ゼロを勧告したという事実は全くない。この種の誤った情報はIWCでは通用しないが、Citesではま

かり通ってしまうことが多い。

ツチクジラ・トックリクジラに関するセイシエル提案は、Berardius及びHyperoodon属をともに附表Iに移すというものである。このうちキタトックリクジラは1977年にノルウェーがこのクジラの捕獲を止めて以来、商業捕獲の対象になっていない。したがって生物学的情報は殆んどえられていないのが突進である。日本の沿岸捕鯨が捕獲しているツチクジラはtrans-pacificで太平洋に広く分布している。したがって日本の捕鯨漁場は全体の分布域のごく一部分にすぎず、捕獲数も年間平均で40頭程度にすぎない。セイシエル提案の説明によると、「現在ツチクジラは日本の管轄水域内のみで捕獲され、国際的取引の対象にはなっていないが、北半球の2種の場合、油がマッコウクジラのそれに似ており、そのためにいぜんとしてこの種に対する商業捕獲の脅威は消え去らず、1986年以降、クジラの捕獲が全面的に禁止されれば、当然IWCの規制が及ばない種に捕獲のはこ先が向くことになる」という。南半球の2つの種については捕獲の対象になったことはないので全く何も調べられていないし、当然資源が減少していることも考えられない。Citesで取りあげなければならぬ理由の全くない種である。

III 討 議 経 過

1982年6-7月のケンブリッジでのIWC科学小委員会で、1983年にポツワナで行われるCitesの会議において、クジラに関する附表修正が提案されるが、この際IWCのコメントを提出する問題が討議された。その結果、IWCの事務局長が、科学小委員会及び分科会の議長と相談のうえ、科学小委員会や委員会議長報告の中から適宜抜いた整理した情報を提示することが合意された。この情報は今回の会議前に文書として配布されている。これにはミンク、ニタリ、トックリクジラ、ツチクジラについての情報がぬきだされ記載されていた。IWCのメンバーでなくてCitesに加盟している国は多いので、これらの国々の代表はクジラ及び捕鯨について、IWCのもとで何が討議され、決定されているかについて正しく理解する機会なり情報なりをもっているわけではない。判断の基点になる唯一の情報は、このIWC事務局が提出した文書だけである。

一方Citesの事務局は数多い附表リスト変更の提案の主要なものについて、集めた情報を基にして「勧告」という形でその意見を文書にしている。この勧告は事情を知らない国々にとって大変参考になるし、行

動指針にもなりうる。この「勧告」によると、クジラの提案については次のように述べている。「附表 I に移す提案は一つとしてベルン基準又は条約の条文にそっていない。附表についての10年ごとの再検討のための事務局小委員会はクジラの附表リストについて何の変更も申し入れていない。したがって事務局はこれらの提案を却下するよう勧告する」という主旨のものであった。

また、各種の提案について事務局が会議前に各国の反応を知るためのコメントを取り纏め、これも文書として配布している。これなども問題の性質を知るのに大変役に立つ情報である。クジラの提案について日本は当然鯨種ごとに所見を述べているが、このほかリヒテンシュタイン・スイス及びアメリカがコメントを出している。リヒテンシュタイン・スイスは「第34回 IWC 年次会議においてセイシエルは南氷洋のミンクのストックは絶滅の危機にはないことを認めており、過去6カ月間にミンクの生物学的状況が急激に変ったとは思えない」とのべ、「ベルン基準にそっていないので、セイシエル提案は撤回すべきである」としている。スイス代表は筆者に対し「スイスはこの条約の寄託国であり、そのために条約の運営には大へんな関心と責任をもっている。しかし今回のクジラに関する提案は根拠もなく、単なる Cites 条約の濫用にすぎない」と述べている。

アメリカは「IWC によってその捕獲が規制されているすべての鯨種を附表 II から I に移すというセイシエル提案と、同じく *Berardius*, *Hyperoodon* spp. を I にリストするという提案は、共に生物学的には正当化されないようである。これら種のもは現在の情報では絶滅の脅威にさらされていない。またニタリクジラを附表 II から I に移すエクワドル提案についてもアメリカは同様な見解をもっている。事務局小委員会は附表にある鯨種の状態を再検討した結果、現在のリストを変更するような勧告は行っていない」と述べている。

附表の変更についての提案は本会議に提出される以前に、screening committee によって予め検討される。しかし提案数が多く、時間が限られているので詳細な討議はとてできない。ここでは提案を認めるか、廃案するか、又は本会議の討議にゆだねるかを決定する。クジラの提案についてはセイシエル代表が一括説明を行い、そのあと日本代表が南氷洋のミンク、日本近海のミンク、ペルー沖のニタリなどについて、最近の IWC 科学小委員会の研究報告を引用し乍ら説

明し、この提案はベルン基準に合致していない点を指摘し、提案撤回を要求した。小委員会ではカナダ、スイスが日本の主張を支持し、全体としての空気は日本の見解を示す国が多かったように見受けられた。当然提案は本会議に移されることになった。

クジラの提案が本会議で討議されるまでの一週間余の間に、セイシエル代表は保護団体と協力しながら、かなり精力的に各国代表に接近した模様であった。そして「エクワドル・コロンビヤ提案を支持するセイシエル共和国政府文書」を作成し、さらに各種保護団体もクジラに関する文書を作成・配布して活発に動いていた。

会議が大詰に近づいた4月28日午後遅くの本会議でクジラに関する提案が一括討議された。セイシエル代表がその背景を説明し、エクワドル代表もかなり長い演説を行った。当然日本代表は反対の主張を行い、ノルウェー、ペルー、ソ連がほぼ日本の主張に同調した。しかしロール・コールによる投票は以下のような結果に終わった。

セイシエル提案 (I)

反対は捕鯨国5カ国(日本、ペルー、ノルウェー、ソ連、ブラジル)、賛成は30カ国(アメリカ、オーストラリア、インドなど)、棄権は24カ国(イギリス、フランス、西独、カナダ、スイス、オランダ、中国、南アフリカなど)であった。24カ国に及ぶ棄権票があったとはいえ科学的に提案が妥当でないことを主張したカナダやスイスですら反対票を投じられなかったことは、捕鯨問題の一つの側面を物語っているような気がする。エクワドル・コロンビヤ提案は反対4(日本、ペルー、ソ連、ブラジル)で、ここではノルウェーは棄権にまわっている。賛成は34カ国、棄権は18カ国であった。なお、*Berardius*, *Hyperoodon* についてのセイシエル提案(II)は、結果は明瞭であるとして投票なく採択された。

翌日、西ドイツによるアザランの全種を附表 II にリストするという提案の採決に際して、カナダは「emotional (感情的) な投票があると思われるので、秘密投票」を要求した。多数の保護団体の看視の中で行う投票にどれだけの意味があるのだろうかと首をかしげざるをえない。アザランに関する西ドイツ提案は賛成23、反対27、棄権6で否決された。秘密投票の効果はかなりあったのかもしれない。クジラに関する提案の投票が終った時点で、日本代表は条約の手に従って、日本政府はこれら採択の内容について留保手続をとるであろうことを通告した。

IV いくつかの問題点

本会議においてアザランの提案が論議されている際に、カナダの代表は、このような提案が提示されるにいたっては、Cites そのものが「危たいに瀕した種」になりつつあるという意味の発言を行った。今回のクジラやアザランの提案にはこの条約を濫用している傾がないではない。そこで今回の会議を通じ、筆者が気のついたいくつかの問題について述べてみようと思う。

IWCとCitesはそれぞれ別の目的と機能をもって活動している。IWCは資源の合理的利用を実施するために、各種のクジラのストックを、その現状に応じて、初期管理資源、維持管理資源、保護資源と分類している。そして保護資源の場合には捕獲割当数をゼロと定めている。しかし捕獲割当数ゼロと定めた保護資源が、そのまま絶滅の脅威にさらされた資源と理解するのは誤りである。IWCの何人かの科学者は科学小委員会報告の中で次のように述べている。「Cites が附表I及びIIにリストするための基準はIWCがクジラのストックを分類するために用いている基準とは全く異なっている」ので、「できれば科学小委員会として、Cites 自身の生物学的基準に関連して附表にクジラの種をリストする妥当性について特別なアドバイスをすべき」であると考えている。また、IWCが捕獲割当数をゼロにしているストックが必ずしも保護資源と分類されたものではないことも理解しておかなければならない。商業捕獲の対象になっていなく、したがって資源は減少していないようなストックでも、そのために資源評価が行われないうために捕獲割当をゼロにしているケースはかなり多い。したがって捕獲割当ゼロというだけのことで、Cites の附表Iにリストするような取り扱いはずさんと言わなければならない。Cites の濫用と批判されてもいたし方あるまい。

今回のニタリクジラの例をとってみよう。西太平洋においてもペルー沖においても、IWCによってそれぞれ割当数が与えられている。しかしエクワドル・コロンビヤ提案が採択されたためにペルーが捕獲したニタリクジラは輸出できないことになる。ペルー国内に

はニタリの肉の需要はないので、もしペルーがこの決定に留保措置をとらなければ、ペルーの捕鯨は成り立たなくなる。勿論それが提案国の意図であろうが、IWCの決定に相違して、捕鯨活動そのものを抑制したり停止させたりする動きをすることは、IWCの活動をも乱すことになる。IWCの決定や措置との整合性のうえてCitesの措置を考えるべきであって、IWCに先行するようないかなる動きをもすべきではない。この点でも条約濫用と言われても致し方あるまい。特にCitesの会議で、かなり一方的な情報を流し、会議の場を宣伝に使うようなことは慎まねばなるまい。

西ドイツのアザランに関する提案は重要な一つの側面を示唆している。西ドイツの提案理由はセインセルのクジラに関する提案のように冗長ではなく簡結である。既に附表Iにあげられているアザランの毛皮や肉その他の製品が、他のアザランのそれと区別できないというのが主要な理由である。しかし取締上の問題点は種ごとに相違しているわけで、種ごとの検討が必要である。このような検討の上で、アザランを一括する提案が生れてきたのならまだしも、提案はかなり抽象的で具体的な説明に欠けている。抽象的議論をすれば、アザランの製品はさらにオットセイにも拡大しようし、その他の鯨脚類にも拡がろう。もし同じようなことが魚で起こったらどうなるのであろうか。

何ごとによらず、合意することが大事なのではなく、合意したことを実行することが最も大切であることは言うまでもない。多くの動植物を対象とするCitesの場合、条約にもとづいて決定したことを実行するのは容易ではないと思われる。しかし附表Iにリストされている動物の輸出を取り締れない国々が、Citesの場で動植物の保護を主張してもうつろに響くだけのことである。ウミガメの取り引きに関し、条約の手續きに従って留保を行っている国々は別として、留保もせず、生物保護を旗印としている国々が自国民の取り引きを永年にわたって放置しておくことは、CitesによってCitesを恥しむる以外のなにものでもない。自国の規制をげん重に実施したうえて、保護活動を展開することを望んでやまない。

表 1. ワシントン条約の附表にリストされた種一覧表 (1983年会議前)

I クジラ類

分 類	附 属 書 I	附 属 書 II
哺乳綱		
クジラ目		クジラ目全種
セミクジラ科	ホッキョククジラ セミクジラ属全種 セミクジラ	コセミクジラ
コククジラ科	コククジラ	
ナガスクジラ科	イワシクジラ シロナガスクジラ ナガスクジラ ザトウクジラ	ニタリクジラ ミンククジラ (コイワシクジラ) クロミンククジラ
マッコウクジラ科	マッコウクジラ	
コマッコウ科		コマッコウ オガワコマッコウ
アカボウクジラ科		アカボウクジラ ツチクジラ ミナミツチクジラ キタトックリクジラ ミナミトックリクジラ アカボウモトキ タイヘイヨウアカボウモドキ ニュージーランドオオギハクジラ ヒガンアメリカオオギハクジラ ヒモハクジラ ミナミオオギハクジラ ヨーロッパオオギハクジラ イチョウハクジラ ハップスオオギハクジラ オオギハクジラ タイヘイヨウオオギハクジラ コブハクジラ タナマニアクチバシクジラ
イッカク科		イッカク シロイルカ
カワイルカ科	ヨウスコウカワイルカ ガンジスカワイルカ属全種 ガンジスカワイルカ	アマゾンカワイルカ ラブラタカワイルカ

分 類	附 属 書 I	附 属 書 II
マイルカ科	コビトイルカ属全種 コビトイルカ シロコビトイルカ チャイロコビトイルカ ブラジルコビトイルカ ギアナコビトイルカ ウスイロイルカ属全種 ウスイロイルカ シナウスイロイルカ ボルネオウスイロイルカ インドウスイロイルカ アフリカウスイロイルカ	サラワクイルカ マイルカ ハセイルカ アメリカマイルカ
		スジイルカ マライスジイルカ メガネスジイルカ マダライルカ カスリイルカ タイヘイヨウマダライルカ ハンナガイルカ コガラシイルカ アラリイルカ カマイルカ ダンダラカマイルカ ウイルソンカマイルカ フイツロイカマイルカ ハラジロカマイルカ ミナミカマイルカ タイセイヨウカマイルカ チコレアカマイルカ ハナジロカマイルカ セミイルカ シロハラセミイルカ セツパリイルカ コシャチイルカ イロワケイルカ カオシロイルカ ハラジロイルカ ツワハイルカ バンドウイルカ パナマバンドウイルカ タイセイヨウバンドウイルカ ミナミバンドウイルカ

分 類	附 属 書 I	附 属 書 II
		アドリアバンドウイルカ アルゼンチンバンドウイルカ コウカイバンドウイルカ
カワゴンドウ科		カワゴンドウ
ネズミイルカ科	スナメリ コガシラネズミイルカ	ネズミイルカ メガネイルカ コハリイルカ リクゼンイルカ イシイルカ
ゴンドウクジラ科		マゴンドウ シオゴンドウ コビレゴンドウ オキゴンドウ ニメゴンドウ カズハゴンドウ サカマタ
ハナゴンドウ科		ハナゴンドウ

II 鱈 脚 類

分 類	附 属 書 I	附 属 書 II
鱈脚亜目		
アシカ科	グアダルーベオットセイ	ミナミオットセイ属全種 フェルナンデスオットセイ ガラバゴスオットセイ ミナミアメリカオットセイ ニュージーランドオットセイ オーストラリアオットセイ ミナミアフリカオットセイ ナンキョクオットセイ アナンキョクオットセイ
アザラン科	モンクアザラン属全種 タイヘイヨウモンクアザラン タイセイヨウモンクアザラン チチュウカイモンクアザラン	キタゾウアザラン ミナミゾウアザラン
食肉目		
イタチ科	カリフォルニアラッコ	

表 2. ワシントン条約におけるクジラ目に関する現在の留保状況 (水産庁資料)

	附 属 書 I			附 属 書 II
	日 本	ソ 連	ノールウェー	カ ナ ダ
留保項目	マッコウクジラ イワシクジラ ① ナガスクジラ	イワシクジラ ② ナガスクジラ ③	マッコウクジラ イワシクジラ ① ナガスクジラ ④	クジラ目全種 ⑤
留保理由	IWCとの整合性の保持			
加入月日	80. 11. 4	76. 9. 9	76. 7. 27	75. 4. 10

備 考

① 北太平洋の資源及び南半球Ⅲ区 (0~70°E) の資源を除く
 ② " の資源のみにつき、留保
 ③ アイスランド沖、ニューファンドランド沖及び南半球Ⅰ区 (120°W—60°W) の資源を除く
 ④ " の資源のみにつき、留保
 ⑤ 北太平洋及び南大西洋資源のイワシクジラ及びアイスランド資源とニューファンドランド資源以外の北大西洋資源、南西大西洋資源及び南東太平洋資源以外のすべてのナガスクジラを除く (これらの種は、1982年10月留保撤回)

附属書Ⅰ
 カナダ……………コビトイルカ、ウスイロイルカ、スナメリ、イワシクジラ、ナガスクジラ (1982年10月撤回)、コクジラ (1982年11月撤回)
 南 ア……………イワシクジラ、ナガスクジラ、コビトイルカ、ウスイロイルカ (1981年2月撤回)
 オーストラリア…イワシクジラ、ナガスクジラ (1981年8月撤回)

附属書Ⅱ
 南 ア……………クジラ目全種 (1981年2月撤回)

表 3. ワシントン条約加盟国 (今回会議出席国はアンダーライン)

国 名	年間分担金	国 名	年間分担金
<u>Argentina</u>	5,259	Cyprus	74
<u>Australia</u>	11,629	<u>Denmark</u>	5,555
<u>Austria</u>	5,555	<u>Ecuador</u>	148
<u>Bahamas</u>	74	<u>Egypt</u>	518
<u>Bangladesh</u>	222	<u>Finland</u>	3,555
<u>Bolivia</u>	74	<u>France</u>	48,220
<u>Botswana</u>	74	<u>Gambia</u>	74
<u>Brazil</u>	10,296	<u>German Democratic Republic</u>	10,295
<u>Cameroon, United Republic of</u>	74	<u>Germany, Federal Republic of</u>	63,256
<u>canada</u>	23,314	<u>Ghana</u>	148
<u>Central African Republic</u>	74	<u>Guatemala</u>	148
<u>Chile</u>	518	<u>Guinea</u>	74
<u>China</u>	6,518	<u>Guyana</u>	74
<u>Colombia</u>	815	<u>India</u>	2,667
<u>Congo</u>	74	<u>Indonesia</u>	963
<u>Costa Rica</u>	148	<u>Iran</u>	4,296

国名	年間分担金	国名	年間分担金
<u>Israel</u>	1,704	<u>Rwanda</u>	74
<u>Italy</u>	27,202	<u>Senegal</u>	74
<u>Japan</u>	76,440	<u>Seychelles</u>	74
<u>Jordan</u>	74	<u>South Africa</u>	3,037
<u>Kenya</u>	74	<u>Sri Lanka</u>	74
<u>Liberia</u>	74	<u>St. Lucia</u>	74
<u>Liechtenstein</u>	74	<u>Sudan</u>	74
<u>Madagascar</u>	74	<u>Suriname</u>	74
<u>Malawi</u>	74	<u>Sweden</u>	9,777
<u>Malaysia</u>	667	<u>Switzerland</u>	7,777
<u>Mauritius</u>	74	<u>Tanzania, United Republic of</u>	74
<u>Monaco</u>	74	<u>Thailand</u>	593
<u>Morocco</u>	370	<u>Togo</u>	74
<u>Mozambique</u>	74	<u>Tunisia</u>	222
<u>Nepal</u>	74	<u>Union of Soviet Socialist Republics</u>	78,070
<u>Nicaragua</u>	74	<u>United Arab Emirates</u>	1,185
<u>Niger</u>	74	<u>United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland</u>	34,590
<u>Nigeria</u>	1,407	<u>United States of America</u>	185,175
<u>Norway</u>	3,778	<u>Uruguay</u>	296
<u>Pakistan</u>	444	<u>Venezuela</u>	4,074
<u>Panama</u>	148	<u>Zaire</u>	74
<u>Papua New Guinea</u>	74	<u>Zambia</u>	74
<u>Paraguay</u>	74	<u>Zimbabwe</u>	148
<u>Peru</u>	518		
<u>Philippines</u>	666		
<u>Portugal</u>	1,333	合 計 (81カ国)	646,274

ぶ つ く す

- 17) Beck, P. J., 1983. British Antarctic policy in the early 20th century. Polar Record, 21(134): 475-483.
- 18) Blake, R. W., 1983. Energetics of leaping in dolphins and other aquatic animals. J. mar. biol. Ass. U. K., 63(1): 61-70.
- 19) Brodie, P. and B. Beck, 1983. Predation by sharks on the grey seal (Halichoerus grypus) in eastern Canada. Can. J. Fish. Aquat. Sci., 40: 267-271.
- 20) Caldwell, D. K. and M. C. Caldwell, 1980. An early mass stranding of sperm whales, Physeter macrocephalus, in northeastern Florida. Cetology, 40: 1-3.

- 21) Gambell, R., 1983. Bowhead whales and Alaskan Eskimos: A problem of survival. Polar Record, 21(134): 467-473.
- 22) Gingerich, P. D. et al., 1983. Origin of whales in epicontinental remnant seas: New evidence from the early Eocene of Pakistan. Science, 22(4595): 403-406.
- 23) Guy D'Angelo, 1982. Evidence for an erythrocyte glucose transport system in the belukha whale, Delphinapterus leucas. Cetology, 42: 1-9.
- 24) Han Cunzhi, 1982. The status of the research on the Chinese river dolphin (Lipotes vexillifer) in China. Acta Theriologica Sinica, 2(2): 245-252.
- 25) Henry, J and P. B. Best, 1983. Organochlorine residues in whales landed at Durban, South Africa. Marine Pollution Bulletin, 14(6); 223-227.
- 26) Hult, R. W., 1982. Another function of echolocation for bottlenosed dolphins (Tursiops truncatus). Cetology, 47: 1-7.
- 27) Li Yuemin, 1983. The tongue of the Baiji, Lipotes vexillifer. Acta Zoologica Sinica, 29(1): 35-41.
- 28) Pilleri, G. (ed.), 1983. Investigations on Cetacea XV Supplementum, Brain Anatomy Institute, Switzerland, pp. 265.
- 29) Randall, J. H., 1982. Food-sharing behavior in captive Amazon river dolphins (Inia geoffrensis). Cetology, 43: 1-3.
- 30) Schevill, W. E. and K. E. Moore, 1983. Townsend's unmapped North Atlantic right whales (Eubalaena glacialis). Breviora, 476: 1-8.
- 31) Seaman, G. A., L. F. Lowry and K. J. Frost, 1982. Foods of beluka whales (Delphinapterus leucas) in western Alaska. Cetology, 44: 1-19.
- 32) Stirling, I. and W. Calvert, 1983. Environmental threats to marine mammals in the Canadian Arctic. Polar Record, 21(134): 433-449.
- 33) Stuart, M. R., 1981. Dolphin interaction with acoustically controlled systems: Aspects of frequency control, learning, and non-food rewards. Cetology, 41: 1-12.